四　［略］	三　［同上］
五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認	［新設］
六　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認	［新設］
七　［略］	四　［同上］
八　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認	［新設］
九　［略］	五　［同上］
十　［略］	六　［同上］
61　法別表第五第二十八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	60　［同上］
一　入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	一　特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二　家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認	［新設］
三　入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	二　特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認
62～67　［略］	61～66　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○総務省令第二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一

令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令

令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令（令和二年総務省・財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
令和四年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令	令和三年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令
地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和四年度及び令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。	地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、令和三年度においては四百億円と、令和四年度においては二千五百億円と、令和五年度においては五百億円と、令和六年度においては三百億円とする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。